

## 梁慧星中国民法典草案建議稿第三草案・民法総則編<sup>1)</sup>

市川 英一 訳

### 第1編 総則

#### <もくじ>

#### 第1章 一般規定

##### 第1節 立法目的及び規制範囲

##### 第2節 基本原則

##### 第3節 民法の適用

#### 第2章 自然人

---

1) 前回到引き続き、梁慧星中国民法典草案建議稿第三草案を紹介する。当初は前回到続いて契約編中契約各則部分を紹介する予定であったが、中国民法典の総則部分が本年度中にも制定・公布される可能性があるという情報を得たため、予定を変更して、今回は、本草案冒頭の民法総則部分を紹介することにした次第である。本草案の全般的な説明については、本誌第24巻第1号所収の拙稿冒頭の〔前注・解説〕を参照されたい。本編の翻訳は、梁慧星主編『中国民法典草案建議稿附理由・総則編』（法律出版社、2013年）に拠った。

なお、出典では改行されているのみで項目番号は付されていないものの拙訳では便宜上項目番号を付した点、各条の直後にカッコ書きされている表題は出典のそれを参照しつつ極力わが国の民法典のスタイルに合わせた点、拙訳中原文のママ表記した「人民法院」は中国の裁判所を意味する点、前号の拙訳同様である。また、中国の検察機関を指す《人民檢察院》についても、原文のママ、訳出した。

- 第 1 節 民事権利能力
- 第 2 節 人格権
- 第 3 節 民事行為能力
- 第 4 節 失踪宣告
- 第 5 節 死亡宣告
- 第 6 節 住所
- 第 3 章 法人及び権利能力の無い社団
  - 第 1 節 法人に関する一般規定
  - 第 2 節 法人の設立
  - 第 3 節 法人の機関
  - 第 4 節 法人の変更
  - 第 5 節 法人の解散及び清算
  - 第 6 節 権利能力の無い社団
- 第 4 章 権利の客体
- 第 5 章 法律行為
  - 第 1 節 一般規定
  - 第 2 節 意思表示
  - 第 3 節 意思表示の無効及び取消
  - 第 4 節 条件付き及び期限付き法律行為
  - 第 5 節 法律行為の解釈
- 第 6 章 代理
  - 第 1 節 一般規定
  - 第 2 節 直接代理
  - 第 3 節 間接代理
- 第 7 章 訴訟時効
  - 第 1 節 一般規定
  - 第 2 節 時効の中止及び不成就

### 第3節 時効の中断

## 第8章 期日および期間

# 第1章 一般規定

## 第1節 立法目的及び規制範囲

### 第1条 (立法目的)

自然人、法人及び権利能力の無い社団（原文：非法人団体）の適法な民事権利利益を保障し、民事関係を正確に規制し、社会主義現代化建設事業の発展のニーズに適応するため、憲法及びわが国の実情に基づき、民事活動の実践経験を総括して、本法を制定する。

### 第2条 (規制範囲)

本法は、自然人、法人及び権利能力の無い社団の間の人身関係及び財産関係を規制する。

## 第2節 基本原則

### 第3条 (民事権利の保護)

民事権利は、法律の保護を受け、社会の公共利益の目的に基づき、且つ適法な手続きによらない限り、これを制限することはできない。

### 第4条 (平等の原則)

民事活動においては、当事者の法的地位は平等である。いずれの一方も、他方に対し、自己の意思を強要してはならない。

### 第5条 (私的自治の原則)

当事者は、自己の意思に基づき、民事権利義務関係の創設、変更及び終了を決定する。いかなる組織及び個人も、これに不法に干渉してはならない。

## 第 6 条 (信義誠実の原則)

民事権利の行使及び民事義務の履行にあたっては、信義誠実 (原文: 誠実信用) の原則に従わなければならない。

## 第 7 条 (公共の秩序及び善良の風俗)

法律行為の内容又は目的は、公共の秩序及び善良の風俗に反してはならない。

## 第 8 条 (権利の濫用の禁止)

- 1 権利の濫用は、これを禁止する。権利を濫用して他の者に対し損害を及ぼした場合には、賠償責任を負わなければならない。
- 2 前項にいう権利の濫用とは、他の者を加害する目的で権利を行使し、又は権利の行使により得られる利益が僅かであるにもかかわらず他の者に対し重大な損害を及ぼす行為をいう。

### 第 3 節 民法の適用

## 第 9 条 (法律の適用)

- 1 民事関係、本法及び他の法律にいずれも規定がある場合には、他の法律の規定を優先して適用しなければならない。本法及び他の法律にいずれも規定が無い場合には、慣習を適用することができる。法律に規定が無く慣習も無い場合には、条理を適用することができる。
- 2 前項にいう慣習は、公共の秩序及び善良の風俗に反しないものに限る。

## 第 10 条 (本法の効力)

- 1 本法は、中華人民共和国の領域内の民事活動に適用する。但し、法律に別段の規定がある場合は、この限りではない。
- 2 本法は、自然人に関する規定であり、中華人民共和国領域内の外国人及び無国籍者に適用する。但し、法律に別段の規定がある場合は、この限りではない。

## 第2章 自然人

### 第1節 民事権利能力

#### 第11条（民事権利能力の定義）

- 1 自然人の民事権利能力とは、自然人が民事権利を享受し、民事義務を負う資格をいう。
- 2 自然人の民事権利能力は、一律に平等とする。

#### 第12条（民事権利能力の取得及び終了）

自然人は、出生の時から死亡の時まで、民事権利能力を有する。

#### 第13条（出生時期）

自然人の出生の時期は、戸籍の記載に準拠する。但し、戸籍に記載されている出生時期と病院の出生証明その他証拠により証明される出生時期との間に齟齬がある場合には、現実の出生時期に準拠する。

#### 第14条（胎児の利益の保護）

- 1 およそ胎児の利益の保護に関わる場合には、胎児は、民事権利能力を有するとみなす。
- 2 胎児の利益の保護に関わる事項は、本法の後見に関する規定を準用する。
- 3 胎児が出生した時に死体であった場合には、その民事権利能力は、始めから存在しなかったものとみなす。

#### 第15条（同時災難・事故による死亡の場合の同時死亡の推定）

二名以上が同時に災難・事故により死亡し、その死亡の前後が証明できない場合において、相互に相続関係が無いときは、同時に死亡したものと推定する。相互に相続関係がある場合には、本法の相続編の規定を適用する。

## 第 2 節 人格権

### 第 16 条 (一般人格権)

- 1 自然人の自由、安全及び人格の尊厳は、法律の保護を受ける。
- 2 自然人の人格権は、これを譲渡することができない。法律の規定によらない限り、これを制限してはならない。

### 第 17 条 (人格権の保護)

人格権が不法に侵害された場合には、被害者は、人民法院に対し、加害者が侵害を停止し、影響を除去し、謝罪し、且つこれにより生じた財産的損害及び精神的損害を賠償すべきことを命ずる判決を請求する権利を有する。

### 第 18 条 (生命権)

自然人は、生命権を享有する。自然人の生命を侵害し又は生命を喪失させるおそれのある不法な行為を一切禁ずる。

### 第 19 条 (身体権)

- 1 自然人の身体は、法律の保護を受ける。
- 2 人体及びその各部分は、財産権の目的物とすることができない。但し、法律に別段の規定がある場合は、この限りではない。
- 3 自然人の身体の完全性は、法律の保護を受ける。自然人の健康のために手術を実施する場合には、本人の同意を得又は法律に定める条件に適合しなければならない。
- 4 治療又は治験を目的に、法律に定める条件に適合することを条件として、自然人は、その身体の一部を寄贈することができる。但し、寄贈者及び受贈者の同意を得ない限り、寄贈者及び受贈者の身分を識別することができるいかなる情報も拡散させてはならない。
- 5 親子関係確定訴訟において、必要があると認める場合には、人民法院は、遺伝的特徴による鑑定を通じて、これを決定することができる。但し、本人の同意を得なければならない。

6 医療又は科学研究を目的として前項に定める鑑定を実施する場合には、本人の同意を得なければならない。

#### 第20条（健康権）

自然人は、健康権を享有する。

#### 第21条（姓名権）

自然人は、姓名権を享有し、自己の姓名を決定し、使用し、規定に従いこれを変更する権利を有する。自然人の姓名に干渉し、盗用し若しくは偽称し、又は自然人の姓名を侮辱し若しくは貶めてはならない。

#### 第22条（肖像権）

1 自然人は、肖像権を享有する。本人の同意を得ない限り、自然人の肖像を制作し又は使用してはならない。但し、法律に別段の規定がある場合は、この限りではない。

2 自然人の肖像を侮辱し又は貶めてはならない。

#### 第23条（名誉権）

自然人は、名誉権を享有する。手段の如何を問わず、不法な方法で自然人の名誉を毀損し又は侮辱してはならない。

#### 第24条（プライバシー権）

自然人は、プライバシー権を享有する。他の者のプライバシーを窃取し、盗み聞きし、秘かに記録しまたは盗み撮りしてはならない。本人の同意を得ない限り、他の者の私生活の秘密を開示し又は利用し、その他他の者のプライバシーに損害を及ぼす行為をしてはならない。但し、他の者の権利を保護するため又は公共の利益に必要な限度内で、他の者のプライバシーを開示し又は利用することができることを法律が定める場合には、その規定に従う。

#### 第25条（遺体の保護）

1 自然人が死亡した後、その遺体は、本人の親族がこれを火葬し又は埋葬する責任を負う。但し、使用、収益その他の処分をすることはできない。

2 遺体又は遺骨を加害し又は侮辱してはならない。

## 第 26 条 (死者の姓名、肖像及び名誉の保護)

侮辱、誹謗、毀損又は醜悪化を手段として、死者の姓名、肖像及び名誉を侵害してはならない。

### 第 3 節 民事行為能力<sup>2)</sup>

#### 第 27 条 (民事行為能力の定義)

自然人の民事行為能力とは、自然人が独立して法律行為を行い、民事権利を行使し、民事義務を履行する資格をいう。

#### 第 28 条 (完全民事行為能力)

年齢が満 18 歳になった自然人は、成年者であり、完全な民事行為能力を有する。

#### 第 29 条 (成年者の擬制)

年齢が満 18 歳に満たないものの、満 16 歳となり、自己の労働収入を主要な生活手段とする自然人は、成年者とみなされ、完全な民事行為能力を有する。

#### 第 30 条 (未成年者の民事行為能力)

未成年者は、法律行為をする場合には、その法定代理人がこれを代理し、又は法定代理人の同意を得なければならない。但し、法律に別段の規定がある場合は、この限りではない。

#### 第 31 条 (未成年者が独立して実施可能な行為)

未成年者は、次の各号に掲げる行為を独立してすることができる。

- (1) 条件又は負担の無い贈与を受け、褒賞及び報酬を受ける行為等、未成年者がたんに法律上の利益を得る行為
- (2) 法定代理人が定める目的の範囲内で、自己の財産を処分する行為
- (3) 法律に定める条件に反しないことを条件として、許可を得て従事する営業活動及び営業活動に関わる行為

---

2) 本草案では、後見については、親族編で規定している。



(4) 法の定めるところに従い労働契約を締結し且つ労働報酬の支払いを請求する行為

(5) 未成年者が独立してすることができる日常生活上の消費行為

### 第 32 条（成年障害者の民事行為能力）

成年障害者は、法律行為をする場合には、法定代理人がこれを代理し、又は法定代理人の同意を得なければならない。但し、日用品の購入及び日常生活に関わる行為については、この限りではない。

### 第 33 条（未成年者及び成年障害者の法定代理人）

- 1 未成年者の後見人は、その法定代理人である。
- 2 成年障害者の世話人（原文：照顧人）は、その法定代理人である。

## 第 4 節 失踪宣告

### 第 34 条（失踪宣告の期間及び条件）

1 自然人が行方不明となり満二年が経過した場合には、利害関係者は、人民法院に対し、当該行方不明者が失踪者である旨宣告すべきことを申請することができる。但し、行方不明の自然人に法定代理人又は財産管理人がいる場合は、この限りではない。

2 本人に利害関係人が無く又は利害関係人が申請をしない場合には、本人又は他の者の適法な権利利益を保護するため、人民検察院が前項に定める申請をしなければならない。

### 第 35 条（失踪宣告の期間の計算）

自然人の行方不明期間「は、最後に住所又は居所を離れ行方不明となった日の翌日より起算する。戦争期間中に行方不明となった場合の行方不明期間は、戦争が止んだ日より起算する。偶発事故中に行方不明となった場合の行方不明期間は、偶発事故が発生した日より起算する。

### 第 36 条 (失踪者の利害関係人)

- 1 失踪者の利害関係人とは、完全な民事行為能力を有する失踪者の配偶者、父母、子、兄弟姉妹、祖父母、外祖父母、孫、外孫、その他失踪者と民事権利義務関係を有する者をいう。
- 2 失踪宣告の申請は、前項に掲げた者の先後の制限を受けない。

### 第 37 条 (失踪者の財産管理人)

- 1 人民法院は、自然人の失踪を宣告すると同時に、失踪者の財産管理人を定めなければならない。
- 2 失踪者の財産管理人は、失踪者の配偶者、父母、成年の子、その他関係が密接な親族がこれに就任する。上に定めた者が無く又は上に定めた者に財産管理能力が無い場合には、人民法院は、他の者を指定して、財産管理人に就任させることができる。

### 第 38 条 (財産管理人の権限)

- 1 失踪者の財産管理人は、財産を保管し、維持し、収益する権限を有し、且つ、財産に対し必要な経営行為及び処分行為をする権限を有する。財産管理人は、財産管理権限を行使するにあたり、善良なる管理者の注意義務を負う。
- 2 財産管理人は、自己の故意・過失により失踪者の財産に損害を及ぼした場合には、賠償責任を負わなければならない。

### 第 39 条 (財産管理人の変更)

失踪者の財産管理人が財産管理任務を果たすことを怠り、失踪者の財産上の利益を侵害し、又は財産管理人の任務を果たすことができない場合には、失踪者の利害関係人又は人民検察院は、人民法院に対し、財産管理人を変更すべきことを申請することができる。

### 第 40 条 (失踪宣告の取消)

- 1 失踪宣告を受けた者が新たに現れ又はその行方不明の事実を知った場合には、本人又は利害関係人の申請を経て、人民法院は、その者に対する失踪宣告を取り消さなければならない。

2 失踪宣告が取り消された場合には、失踪者の財産管理人は、管理活動の一切を停止し、且つ本人に対し関連財産及び財務帳簿を移転しなければならない。

#### 第 41 条（悪意による失踪宣告の申請）

利害関係人は、本人が失踪していないことを明らかに知りながら、悪意で本人の失踪を宣告させた場合には、本人がこれにより被った損害につき、賠償責任を負わなければならない。

### 第 5 節 死亡宣告

#### 第 42 条（死亡宣告）

1 自然人に次の各号に掲げる事由がある場合には、利害関係人は、人民法院に対し、その死亡を宣告すべきことを申請することができる。

(1) 行方不明後満四年を経過したとき

(2) 偶発事故により行方不明となった後満二年を経過したとき

2 戦争期間中に行方不明となった場合には、前項第 (1) 号の規定を適用する。

#### 第 43 条（行方不明の期間の計算）

自然人の行方不明期間の計算は、本法第 35 条の規定を準用する。

#### 第 44 条（危難に遭遇中に行方不明となった者の死亡宣告期間）

自然人が危難に遭遇中に行方不明となった場合において、関係機関が現実の状況に基づき生存の可能性が皆無であることを確認したときは、利害関係人による死亡宣告の申請は、本法第 42 条第 1 項第 (2) 号に定める期間の制限を受けない。

#### 第 45 条（死亡宣告の申請）

1 死亡宣告は、利害関係人が法院に対しこれを申請しなければならない。

2 死亡宣告を申請する利害関係人には、完全な民事行為能力を有する死亡宣告被申請者の配偶者、父母、子、兄弟姉妹、祖父母、外祖父母、孫、外孫、その他民事権利義務関係を有する者を含む。

3 死亡宣告の申請は、前項に掲げる者の先後の制限を受けない。

#### 第 46 条 (人民検察院の死亡宣告申請義務)

行方不明の自然人に利害関係人が無く又はその利害関係人が死亡宣告の申請をしない場合には、人民検察院が死亡宣告の申請をしなければならない。

#### 第 47 条 (死亡宣告と失踪宣告の関係)

1 失踪宣告は、死亡宣告の前提手続きではない。

2 自然人の行方不明が死亡宣告申請条件に適合する場合には、利害関係人は、失踪宣告を申請することなく直接死亡宣告を申請することができる。人民法院は、利害関係人中に失踪宣告を申請する者と死亡宣告を申請する者がある場合には、死亡宣告をしなければならない。

#### 第 48 条 (死亡時期の確定)

人民法院は、自然人の死亡宣告判決において、死亡の時期を確定しなければならない。

(1) 本法第 42 条第 1 項第 (1) 号の規定に従い死亡を宣告された場合の死亡時期は、法定期間が満了した日とする。

(2) 本法第 42 条第 1 項第 (2) 号の規定に従い死亡を宣告された場合の死亡時期は、偶発事故が止んだ日とする。

(3) 戦争期間中に行方不明となり死亡が宣告された場合の死亡時期は、戦争が止んだ日とする。

#### 第 49 条 (死亡宣告の効果)

死亡宣告は、自然死と同一の法的効果を有する。

#### 第 50 条 (死亡宣告の取消)

死亡宣告を受けた者が新たに現れ又は当人がなお生存していることが判明した場合には、本人又は利害関係人の申請を経て、人民法院は、死亡宣告を受けた者に対する死亡宣告を取り消さなければならない。

#### 第 51 条 (死亡宣告取消の遡及効)

死亡宣告取消判決の効力は、死亡宣告時に遡及する。

## 第 52 条 (死亡宣告取消の財産的効果)

1 死亡宣告を取り消された者は、財産の返還を請求する権利を有する。本法の相続編に基づきその財産を取得した者は、財産の現存利益を返還しなければならない。但し、適法に財産を取得した善意の第三者は、返還しなくてもよい。

2 前項に定める財産返還請求権の訴訟時効期間は、一年とする。死亡宣告を取り消された者が死亡宣告を知った時より起算する。

## 第 53 条 (死亡宣告取消前の善意の行為の保護)

死亡宣告を受けた者の利害関係人が死亡宣告取消前に実施した善意の行為の効力は、死亡宣告取消の影響を受けない。

## 第 54 条 (悪意の利害関係人の責任)

利害関係人は、真実の状況を隠蔽し他の者に死亡宣告を受けさせて財産を取得した場合には、元物及び利息を返還するほか、これにより生じた損害を賠償しなければならない。

## 第 55 条 (死亡宣告及びその取消の婚姻関係に対する効果)

死亡宣告を受けた者と配偶者の婚姻関係は、死亡宣告の日より消滅する。死亡宣告が人民法院により取り消された場合において、その配偶者がなお再婚していないときは、夫妻<sup>3)</sup>関係は、死亡宣告取消の日より自動的に回復する。但し、その配偶者が回復を望まない場合は、この限りではない。その配偶者が再婚後に離婚し、又は離婚若しくは再婚後に配偶者も死亡した場合には、夫妻関係の自動的な回復を認定することはできない。

## 第 56 条 (死亡宣告取消の養子縁組関係に対する効果)

1 死亡宣告期間中に死亡宣告を受けた者の子が法の定めるところに従い他の者と養子縁組をした場合には、死亡宣告を受けた者は、死亡宣告が取り消された後、本人の同意があった場合を除き、養子縁組の解除を主張することができない。

---

3) あえて「夫妻」という言葉を使用している。その理由については、本誌第 22 卷第 3 号 388 頁の拙訳解説を参照されたい。

但し、養子をする者と養子となった者の同意がある場合は、この限りではない。

2 養子をする者が悪意であった場合の養子縁組は、始めから無効とする。

#### 第 57 条 (死亡宣告における死亡時期と自然な死亡時期との齟齬)

1 本人が死亡宣告により確定された死亡時期が自然死の時期に一致しない場合には、利害関係人は、死亡宣告の取消を申請することができる。

2 死亡宣告取消により財産返還請求権を取得した利害関係人の請求権の訴訟時効期間は、三年とし、利害関係人が本人の自然死の時期を知った日より起算する。

### 第 6 節 住 所

#### 第 58 条 (住所の確定)

1 自然人の戸籍所在地の居住地をその住所とする。常居所地が住所と一致しない場合、又は戸籍所在地が不明であり若しくはその戸籍所在地を確定することができない場合には、常居所地を住所とする。

2 自然人が住所を去った後連続して一年以上居住する地を常居所地とする。但し、入院して治療を受けている場合は、この限りではない。

3 自然人がその戸籍所在地を転出した後他の地に転入するまでに常居所地が無い場合には、なお原戸籍所在地を住所とする。

#### 第 59 条 (住所の擬制)

自然人の戸籍所在地が不明であり且つその常居所地を確定することができない場合には、紛争が発生した民事法律関係と最も密接な関係を有する居所を住所とみなす。

### 第3章 法人及び権利能力の無い社団

#### 第1節 法人の一般規定

##### 第60条（法人の定義）

- 1 法人とは、民事権利能力及び民事行為能力を有し、法の定めるところに従い独立して民事権利を享有し民事義務を負担する組織をいう。
- 2 法律の規定によらない限り、法人は、これを設立することができない。
- 3 外国で設立された法人は、外国法人とする。

##### 第61条（法人の民事権利能力・行為能力の取得及び消滅）

法人の民事権利能力及び民事行為能力は、法人が設立された時に取得され、法人の解散時に消滅する。

##### 第62条（法人の成立条件）

法人が成立するためには、次の各号に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 自己の名称、組織機構及び施設
- (2) 自己の定款又は規則。但し、機関法人については、この限りではない。
- (3) 法律の規定に適合する独立した財産又は経費
- (4) 法律の規定に従った法人設立手続き

##### 第63条（法人の法定代表者）

- 1 法律又は法人の定款の規定に従い、法人を代表して職権を行使する主要な責任者は、法人の法定代表者である。
- 2 法定代表者その他代表権を有する者が法人の名義で実施する民事活動の効果は、法人に帰属する。

##### 第64条（法人の目的を越える法律行為）

法人の法律行為は、定款又は組織規則に定める目的の範囲を越えていることを理由に、無効とはならない。但し、法律に当該行為を無効とする明文規定がある場合は、この限りではない。

### 第65条（法人の独立責任）

- 1 法人は、その全財産をもって、独立して民事責任を負う。
- 2 憲法又は法律に基づき設立され且つ公共の職能を担う法人の民事責任の負担は、法律に別段の規定がある場合には、その規定に従う。

### 第66条（法定代表者その他代表権を有する者の責任）

- 1 法人の法定代表者その他代表権を有する者が職務執行により人に損害を及ぼした場合には、法人は、賠償責任を負わなければならない。
- 2 法人は、民事責任を負った後、法律の規定又は法人の定款若しくは組織規則の規定に従い、故意・過失を有する法定代表者その他代表権を有する者に対し、求償する権利を有する。

### 第67条（法人の住所）

法人は、その主たる事務機構所在地をその住所とする。

### 第68条（法人の名称権）

- 1 法人は、名称権を享有し、法の定めるところに従い自己の名称を使用し又は譲渡する権利を有する。
- 2 法人の名称を偽称し若しくは盗用し、又はこれを侮辱し若しくは毀損してはならない。

### 第69条（法人の名誉権）

法人は、名誉権を享有する。不法な手段で法人の名誉を貶め、侮辱し又は毀損してはならない。

## 第2節 法人の設立

### 第70条（営利法人の定義）

営利法人とは、経済的利益を取得し且つこれをその構成員に分配することを目的とする法人をいう。



### 第71条（企業法人の成立）

- 1 法定条件を備えた企業法人は、工商行政管理機関の登記を経て、成立する。
- 2 法律に関係機関の認可を得ることを要する旨の規定がある場合には、認可を得なければならない。
- 3 成立した企業法人が備えることを要する条件は、法律の規定に従う。成立した企業法人が履行することを要する登記申請手続きは、法律又は行政法規の規定に従う。

### 第72条（企業法人以外の営利法人の成立）

- 1 企業法人以外の営利法人は、工商行政管理機関の登記を経て、成立する。但し、法律に別段の規定がある場合は、この限りではない。
- 2 成立した企業法人以外の営利法人が備えることを要する条件は、法律の規定に従う。成立した企業法人以外の営利法人が履行することを要する手続きは、法律又は行政法規の規定に従う。

### 第73条（非営利法人の定義及び成立）

- 1 社会公益を目的として、その他非営利目的で成立した法人は、非営利法人とする。
- 2 非営利法人は、法定所管機関の登記を経ない限り、成立しない。但し、法律に別段の規定がある場合は、この限りではない。

### 第74条（機関法人、事業団体法人及び社会团体法人の成立）

- 1 独立した経費を有する国家機関は、成立の日より、法人資格を有する。
- 2 法人条件を備える事業団体及び社会团体は、法律に法人登記を不要とする旨の規定がある場合には、成立の日より、法人資格を取得する。法律に法人登記を要する旨の規定がある場合には、登記を経て、法人資格を取得する。

### 第75条（慈善法人の定義及び成立）

- 1 慈善法人とは、慈善、社会福祉、及び教育、文化、科学研究、医療等の社会公益事業を目的とし、且つ寄付財産により設立された法人をいう。
- 2 慈善法人は、法定所管機関の認可を得、且つ登記機関の登記を経て、成立

する。

3 慈善法人は、定款に定める目的の範囲内で、経営性活動に従事することができる。

### 第 3 節 法人の機関

#### 第 76 条 (営利法人の意思決定機関)

- 1 企業法人の株主総会は、企業法人の意思決定機関である。
- 2 企業法人以外の営利法人の意思決定機関は、社員総会であり、法人の定款の変更及び取締役会構成員の任免を決定し、且つ取締役会の職務執行を監督し、その他の重要事項を決定する権限を有する。
- 3 法律又は行政法規に国有独資企業法人その他の国有独資営利法人の意思決定機関につき別段の規定がある場合には、その規定に従う。

#### 第 77 条 (営利法人の執行機関及び法定代表者)

- 1 企業法人の取締役会又は執行役員は、企業法人の執行機関であり、会社定款が付与した権限に基づき、会社の事務を処理する権限を有する。
- 2 企業法人の法定代表者は、会社法に基づき、これを定める。
- 3 企業法人以外の営利法人が取締役会を設置する場合には、本条第 1 項の規定を適用し、且つ取締役会長一名を置かなければならない。取締役会長は、当該法人の法定代表者である。取締役会を設置しない場合には、その定款に定める主たる責任者が、当該法人の執行機関及び法定代表者である。

#### 第 78 条 (非営利法人の意思決定機関)

社会団体法人の構成員総会は、社会団体法人の意思決定機関であり、社会団体法人の定款の変更及び理事会構成員の任免を決定し、且つ理事会の職務執行を監督し、その他の重要事項を決定する権限を有する。

#### 第 79 条 (非営利法人の執行機関及び法定代表者)

- 1 社会団体法人は、理事会を設置し且つ理事長一名を置かなければならない。

理事会は、社会团体法人の執行機関であり、理事長は、社会团体法人の法定代表者である。

2 慈善法人は、理事を置き又は理事会を設置しなければならない。理事又は理事会は、寄付行為により制定された定款の目的に基づき、事務を管理しなければならない。慈善法人の理事又は理事長は、慈善法人の法定代表者である。

3 機関法人及び事業団体法人の主たる責任者は、その執行機関及び法定代表者である。

#### 第 80 条（法定代表者の代表権の制限）

営利法人の定款若しくは株主総会、社員総会決議、又は非営利法人の定款、組織規則若しくは構成員総会決議による法定代表者の代表権の範囲に対する制限は、善意の第三者に対抗できない。

### 第 4 節 法人の変更

#### 第 81 条（変更登記）

1 法人は、その存続期間中に分割若しくは合併、又はその組織形態、目的、登録資本、住所若しくは法定代表者の変更が生じた場合には、法人設立機関に対し、変更登記を申請しなければならない。但し、法律に別段の規定がある場合は、この限りではない。

2 登記済みの前項の事項につき変更登記をすることを怠った場合には、その変更は、善意の第三者に対抗することができない。

#### 第 82 条（法人の合併・分割の効果）

法人が合併又は分割された場合の権利及び義務は、変更後の法人がこれを享有し、負担する。

## 第 5 節 法人の解散及び清算

### 第 83 条 (法人の解散の効果)

- 1 法人の解散は、法人の民事権利能力消滅の唯一の法定事由である。
- 2 法の定めるところに従い清算しない限り、法人は、消滅しない。但し、法律に清算を要しない規定がある場合は、この限りではない。

### 第 84 条 (法人の解散事由)

- 1 法人は、次の各号に掲げる事由により、解散する。
  - (1) 法律の規定に反したため解散を強制されたとき
  - (2) 法人の目的である事業をすでに完了し、又は完了できないことが確定したとき
  - (3) 法人の定款に定める解散事由が発生したとき
  - (4) 法人が法の定めるところに従い破産宣告を受けたとき
  - (5) 株主総会、社員総会又は構成員総会が解散を決議したとき
  - (6) 法人の構成員が定足数を下回ったとき
  - (7) 法律に定めるその他の事由
- 2 前項第 (4) 号の規定は、非営利法人に適用しない。前項第 (6) 号の規定は、慈善法人に適用しない。
- 3 法律に機関法人又は事業団体法人の解散につき別段の規定がある場合には、その規定に従う。

### 第 85 条 (清算人の選任)

- 1 法人は、解散する場合には、清算人を選任して清算をしなければならない。但し、法律に別段の規定がある場合は、この限りではない。
- 2 営利法人が破産宣告により解散する場合の清算は、破産法の関連規定を適用する。

### 第 86 条 (清算人の任務)

清算人は、法人の財産を整理し、法人の業務を完了し、未納の税金を完納し、

債権を回収し債務を弁済し、法の定めるところに従い残余財産を処分し、且つ法律に定めるその他の行為をしなければならない。

#### 第 87 条（清算期間中の法人の活動範囲）

清算期間中、法人は、清算目的の範囲外の活動の一切を停止しなければならない。

#### 第 88 条（清算人の法的地位）

1 清算期間中、清算人は、法人の執行機関及び代表機関であり、法人の名義で清算目的の範囲内の行為の一切をする権限を有する。

2 清算人の行為には、本法の法人の法定代表者に関する規定を適用する。

#### 第 89 条（清算手続きの法適用）

本法に別段の規定がある場合を除き、法人の清算手続きには、会社法の会社法人の清算手続きに関する規定を準用する。

#### 第 90 条（残余財産の帰属）

法人が清算された後の残余財産は、法人の定款又は組織規則の規定に従い、これを処理する。法律に別段の規定がある場合には、その規定に従う。

#### 第 91 条（清算終了の法的効果）

清算人が法の定めるところに従い清算を結了し、且つ法の定めるところに従い法人抹消登記を完了した時、法人は、消滅する。

### 第 6 節 権利能力の無い社団

#### 第 92 条（権利能力の無い社団の定義）

権利能力の無い社団とは、法人資格を備えていないものの、法の定めるところに従い自己の名義で民事活動に参加することができる組織をいう。

#### 第 93 条（権利能力の無い社団の要件）

権利能力の無い社団は、次に掲げる要件を備えなければならない。

(1) 自己の名称、組織機構及び施設を有すること

- (2) 自己の定款又は組織規則を有すること
- (3) 処分権を有する自己の財産又は経費を有すること
- (4) 法定の手續きに基づき設立されたこと

#### 第94条（権利能力の無い社団の成立）

- 1 権利能力の無い社団は、登記を経ない限り、成立しない。
- 2 営利性の権利能力の無い社団は、工商行政管理機関の登記を受けなければならない。
- 3 非営利性の権利能力の無い社団は、法定所管部門の認可を得、且つ登記機関の登記を受けなければならない。

#### 第95条（権利能力の無い社団の法定代表者）

- 1 権利能力の無い社団の主たる責任者は、権利能力の無い社団の法定代表者である。
- 2 権利能力の無い社団の法定代表者の行為及び法定代表者の代表権の範囲に対する制限には、本法の法人の法定代表者に関する規定を準用する。

#### 第96条（権利能力の無い社団の目的を越える法律行為）

権利能力の無い社団の法律行為は、定款又は組織規則に定める目的の範囲を越えることを理由に、無効とはならない。但し、法律に当該行為を無効とする明文規定がある場合は、この限りではない。

#### 第97条（権利能力の無い社団の民事責任）

権利能力の無い社団は、処分権を有するその財産につき、第一次的に民事責任を負う。処分権を有するその財産が責任の負担を充足しない場合には、権利能力の無い社団の設立者又は創設者が、民事責任を負わなければならない。

#### 第98条（権利能力の無い社団の住所）

権利能力の無い社団は、その主たる事務機構の所在地を住所とする。

## 第4章 権利の客体

### 第99条（権利の客体）

- 1 民事権利の客体には、物、行為、人格的利益及び知的成果を含む。
- 2 民事権利も、民事権利の客体とすることができる。
- 3 自然人の器官、血液、骨髓、組織、精子、卵子等は、公共の秩序及び善良の風俗に反しない限り、民事権利の客体とすることができる。

### 第100条（物の定義）

- 1 本法における「物」とは、人的に管理することができ且つ価値を有する有体物をいう。
- 2 人的に管理することができ且つ価値を有する特定の空間は、物とみなす。人的に管理される電気も、物とみなす。

### 第101条（不動産の定義）

「不動産」とは、自然の性質又は法律の規定による移動不能な物をいい、土地、土地の定着物、土地からまだ離脱していない土地産出物、自然に又は人的に土地に添附され且つ分離不能な物を含む。

### 第102条（動産の定義）

- 1 「動産」とは、不動産以外のその他の物をいう。
- 2 貨幣は、特殊な動産とする。
- 3 物権以外の他の財産的権利は、無記名の権利である場合には、動産とみなす。

### 第103条（重要な構成部分）

- 1 物の全体の性質及び効能に決定的な役割を果たす構成部分は、物の重要な成分である。
- 2 重要な成分は、物の全体から分離し独立して権利の目的とすることができない。

### 第104条（主物及び従物）

- 1 独立して効用を発揮する物は、主物である。

2 主物の構成部分ではないものの主物に附着し、且つ主物を補助する効用を發揮する物は、従物である。但し、取引習慣が従物と認めない場合には、取引習慣に従う。

3 従物は、主物の処分に従う。但し、特段の約定がある場合は、この限りではない。

4 従物が一時的に主物から分離したとしても、その従物としての性質は変わらない。

#### 第 105 条 (一時性附着物)

1 特定の物に効用を發揮させるため一時的にその物に附着する物は、その物の従物ではない。

2 所有権以外の他の権利により特定の物を占有し、当該権利を行使するためにその物に添加される物は、その物の従物ではなく、当該権利の従物である。

#### 第 106 条 (不動産上の一時性附着物)

他の者の不動産につき権利を享有し、当該権利を行使するために当該不動産に附着される物は、当該不動産の一時性附着物である。

#### 第 107 条 (融通物及び不融通物)

1 公有物、公用物および禁制品は、不融通物である。

2 不融通物以外の物は、融通物である。

#### 第 108 条 (代替物及び不代替物)

1 同一の種類及び数量により相互に代替可能な物は、代替物である。

2 同一の種類及び数量により相互に代替不能な物は、不代替物である。

#### 第 109 条 (特定物及び不特定物)

1 当事者の意思により具体的に指定された物は、特定物である。

2 当事者が種類、品種及び数量により限定した物は、不特定物である。

#### 第 110 条 (消費物及び非消費物)

1 いったん使用されれば元の形状及び性質が変わる物は、消費物である。貨幣は、消費物である。



2 反復して使用することが可能であり、元の形状及び性質が変わらない物は、非消費物である。

#### 第111条（可分物及び不可分物）

1 分割を経てもその性質が変わらず、その価値が減損しない物は、可分物である。

2 いったん分割されるとその性質が変わり、その価値が減損される物は、不可分物である。

#### 第112条（単一物、結合物及び集合物）

1 形態上独立して一体となる物は、単一物である。

2 数個の物が結合して構成される物は、結合物である。

3 多数の単一物又は結合物が集合して構成される物は、集合物である。

#### 第113条（利息）

1 天然利息とは、物が自然に発生させる産出物及び収穫物をいう。

2 法定利息とは、物が法律関係により発生させる収益をいい、利息・賃料等を含む。

#### 第114条（利息の帰属）

1 天然利息は、元物を離脱した時より、取得する権利を享有する者がこれを取得する。

2 法定利息は、取得する権利を享有する者が、法定された方法、約定された方法又は取引習慣により、これを取得する。

#### 第115条（動物）

動物とりわけ野生動物の処分にあたっては、自然資源法及び動物保護法の規定に反してはならない。

## 第5章 法律行為

### 第1節 一般規定

#### 第116条（定義）

「法律行為」とは、意思表示を要素とし、且つ民事権利義務関係の創設、変更又は消滅を目的とする行為をいう。

#### 第117条（一般有効要件）

法律行為が次の各号に掲げる要件を備える場合には、法的効力を有する。

- (1) 行為者が相応する民事行為能力を有すること
- (2) 意思表示が真実であること
- (3) 法律の禁止性規定並びに公共の秩序及び善良な風俗に反しないこと

#### 第118条（法定代理人の追認）

未成年者又は成年障害者が本法の規定により独立してすることができない法律行為は、法定代理人の追認を得た場合には、有効とする。

#### 第119条（相手方の催告及び取消）

- 1 未成年者又は成年障害者が法律行為をする相手方は、法定代理人に対し、一箇月以内に追認するかどうかを催告することができる。法定代理人が催告を受領後一箇月以内に意思表示をしなかった場合には、追認を拒絶したものとみなす。
- 2 法定代理人が追認するまでは、善意の相手方は、取消権を有する。取消は、書面をもって、これを通知しなければならない。

#### 第120条（禁止性規定違反の効果）

法律の禁止性規定に反する法律行為は、無効とする。但し、その規定がこれを無効としていない場合は、この限りではない。

#### 第121条（公序良俗違反の効果）

公共の秩序及び善良の風俗に反する法律行為は、無効とする。

## 第 122 条 (強制執行禁止行為)

自然人の器官、血液、骨髓、組織、及び精子、卵子等の生命物質を権利の客体とする法律行為は、強制執行することができない。

## 第 2 節 意思表示

### 第 123 条 (意思表示の定義)

「意思表示」とは、当事者が外部に対し民事権利義務関係の創設、変更又は消滅を欲することを表明する行為をいう。

### 第 124 条 (意思表示の方式)

意思表示は、表意者が適切と認める方式によることができる。但し、法律に特段の規定がある場合は、この限りではない。

### 第 125 条 (相手方の無い意思表示の効力)

相手方の無い意思表示は、意思表示が成立した時に、効力を生ずる。但し、法律に特段の規定がある場合は、この限りではない。

### 第 126 条 (相手方のある意思表示の効力)

- 1 対話による意思表示は、相手方がその内容を理解した時に、効力を生ずる。
- 2 対話以外による意思表示は、相手方に到達した時に、効力を生ずる。

### 第 127 条 (ニュースメディアその他の公告方式による意思表示の効力)

テレビ、ラジオ、雑誌その他の公告方式で意思表示をする場合には、テレビ局若しくはラジオ局が放送した時、又は雑誌が出版され公告が発布された時に、効力を生ずる。

### 第 128 条 (デジタル電文方式による意思表示の効力)

- 1 デジタル電文方式により意思表示をする場合において、相手方が特定のシステムにデジタル電文を受領させるときは、当該デジタル電文が当該特定のシステムに入った時に、効力を生ずる。特定のシステムを指定しなかったときは、当該デジタル電文が相手方のいずれかのシステムに入った時に、効力を生ずる。

2 当事者にデジタル電文方式による意思表示の発効時期につき別段の約定がある場合には、その約定に従う。

#### 第129条（意思表示受領返信）

表意者が、意思表示をすると同時に相手方が返信をもって意思表示の受領を確認すべきことを請求する場合には、返信が表意者に到達した時に、効力を生ずる。

#### 第130条（表意者の発効期間の指定）

表意者が意思表示をすると同時に意思表示の発効期間を指定する場合には、意思表示は、当該期間内は、効力を有する。

### 第3節 意思表示の無効及び取消

#### 第131条（心裡留保）

表意者は、その真実の意思に一致しない意思を故意に表示した場合には、当該意思表示の無効を主張することができない。但し、相手方が当該不一致を明らかに知っていた場合は、この限りではない。

#### 第132条（虚偽表示）

表意者が相手方と通謀してした虚偽の意思表示は、無効とする。但し、表意者及び相手方は、その無効を善意の第三者に対抗することができない。

#### 第133条（隠匿行為）

虚偽表示に隠匿された真実の意思表示は、法律に定める条件に適合している場合には、有効とする。

#### 第134条（真意欠缺の意思表示）

真意が欠缺した意思表示は、無効とする。

#### 第135条（詐欺）

1 「詐欺」とは、故意に他の者を欺いて錯誤した判断に陥らせ、且つかかる錯誤した判断に基づき意思表示をさせる行為をいう。

2 詐欺をする者が当事者の一方である場合には、詐欺を受けた相手方当事者は、その意思表示を取り消すことができる。詐欺をする者が当事者の一方でない場合において、相手方が意思表示をしなかったときは、表意者は、その意思表示を取り消すことができる。相手方が意思表示をしたときは、相手方が詐欺を受けたことを知り又は知るべきであった場合に限り、表意者は、その意思表示を取り消すことができる。

3 詐欺により意思表示を取り消す場合には、善意の第三者に対抗することができない。

### 第 136 条 (強迫)

1 「強迫」とは、不法に他の者を威嚇して恐怖の心理を生ぜしめ、且つかかる恐怖の心理に基づき意思表示をさせる行為をいう。

2 威嚇をする者が当事者の一方であるか第三者であるかを問わず、威嚇を受けた当事者は、その意思表示を取り消すことができる。

### 第 137 条 (明白な不公平)

1 「明白な不公平」とは、当事者の一方が、他方が経験が無く、判断力を欠き、意思が顕著に弱く又は強制的な状態に置かれているのに乗じて創設した双方の権利義務が明らかに均衡を失する法律行為をいう。

2 不利益を受けた他方当事者は、その意思表示を取り消すことができる。

### 第 138 条 (重大な錯誤)

1 「重大な錯誤」(原文：重大誤解)とは、行為者が、行為の性質、相手方当事者、目的物の品種、規格及び品質等につき誤った認識に陥ったため、行為の結果と自己の意思が相反し、且つ比較的大きな損失を被る行為をいう。

2 重大な錯誤に陥った一方又は双方は、その意思表示を取り消すことができる。

### 第 139 条 (取消権の行使)

本法第 135 条、第 136 条、第 137 条及び第 138 条に定める取消権は、訴訟又は仲裁を通じて、これを行使することができる。

### 第 140 条 (取消権の消滅)

- 1 取消権を有する当事者が、取消事由を知り又は知るべきであった日から一年以内に取消権を行使しなかった場合には、取消権は、消滅する。
- 2 取消権を有する当事者が、取消事由を知った後、取消権を放棄する旨明確に表示し、又は自己の行為をもって取消権を放棄した場合には、取消権は、消滅する。

### 第 141 条 (取消権の黙示の放棄)

取消権を有する債務者に次の各号に掲げる事由があった場合には、自己の行為をもって取消権を放棄したものと認定しなければならない。

- (1) その債務に取消可能事由があることを知っていたにもかかわらず、債権者と債権の内容の変更を合意したとき
- (2) 自己が負担する債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせたとき
- (3) 債権者に対し相殺を主張したとき

### 第 142 条 (無権処分行為)

処分権の無い者による他の者の財産の処分行為は、権利者が追認し又は処分をする者が事後に処分権を取得した場合には、当該行為の成立時に遡り、有効となる。

### 第 143 条 (無効又は取消の効果)

無効の法律行為又は取り消された法律行為は、始めより法的拘束力を有しない。

### 第 144 条 (一部無効)

法律行為の一部が無効な場合において、無効部分の除去がその余の部分の効力に影響を及ぼさないときは、その余の部分は、引き続き有効とする。

### 第 145 条 (相対的無効)

法律行為が公共の秩序又は善良な風俗に反する場合には、不利益を受けた一方当事者のみはその無効を主張する権利を有する。

## 第 146 条 (無効の法律行為の轉換)

無効な法律行為が、他の法律行為の発効要件を備え、且つその事由のため無効であることを当事者が知っていたとしても他の法律行為をすることを望んだと認められる場合には、他の法律行為は、引き続き有効とする。

## 第 4 節 条件付き及び期限付き法律行為

### 第 147 条 (条件付き法律行為)

1 法律行為には条件を付することができる。但し、その性質により条件を付することができない場合、又は付された条件が公共の秩序若しくは善良な風俗に反する場合は、この限りではない。

2 停止条件付き法律行為は、条件が成就した時に、効力を生ずる。解除条件付き法律行為は、条件が成就した時に、効力を失う。

### 第 148 条 (条件の利益の保護)

条件付き法律行為の当事者は、条件の成否が未定である間に、相手方の条件成就により得べかりし利益に損害を及ぼす行為をした場合には、損害賠償責任を負わなければならない。

### 第 149 条 (条件の利益の処分及び相続)

条件の成否が確定するまでは、法律行為の当事者は、条件成就により得べかりし利益につき、これを譲渡し、相続し又は担保に入れることができる。

### 第 150 条 (条件成就又は不成就の擬制)

1 条件成就により利益を受ける当事者が、不正な行為でその条件成就を促した場合には、その条件は、成就しなかったものとみなす。

2 条件成就により不利益を受ける当事者が、不正な行為でその条件成就を妨げた場合には、その条件は、すでに成就したものとみなす。

### 第 151 条 (期限付き法律行為)

- 1 法律行為には期限を付することができる。但し、その性質により期限を付することができない場合は、この限りではない。
- 2 始期付き法律行為は、期限が到来した時に、効力を生ずる。終期付き法律行為は、期限が到来した時に、効力を失う。

## 第 5 節 法律行為の解釈

### 第 152 条 (文理解釈)

法律行為の解釈にあたっては、当事者の真実の意思を探求しなければならない、使用されている不当な語句に拘泥してはならない。

### 第 153 条 (全体解釈)

法律行為の解釈にあたっては、全部の条項につき相互に解釈して、各条項が法律行為全体の中で備えている正確な意思を確定しなければならない。

### 第 154 条 (目的解釈)

法律行為に使用されている文字又は特定の条項が、二通りの解釈が可能である場合には、法律行為の目的に最もふさわしい解釈をとらなければならない。

### 第 155 条 (慣習解釈)

法律行為に使用されている文字・語句に疑義がある場合には、当事者の慣習を参照して、これを解釈しなければならない。

### 第 156 条 (公平解釈)

- 1 法律行為の解釈にあたっては、公平の原則に従い、当事者双方の利益を共に考慮しなければならない。
- 2 法律行為に使用されている文字・語句に二通りの異なる解釈が可能である場合において、無償の法律行為であるときは、義務者の負担を軽くするようこれを解釈しなければならない。有償の法律行為であるときは、双方いずれにとっても比較的公平になるようこれを解釈しなければならない。一方当事者が法律



行為の内容を単独で決定する場合には、決定をする一方に不利になるようこれを解釈しなければならない。

### 第 157 条 (信義誠実解釈)

- 1 法律行為の解釈にあたっては、信義誠実の原則に従わなければならない。
- 2 法律行為に使用されている文字・語句に疑義がある場合には、信義誠実の原則に従い、その正確な意思を確定しなければならない。
- 3 法律行為に二通りの解釈が存在し、いずれの解釈が正確か判断するのが困難である場合には、得られた結果が信義誠実の原則に適合する解釈をとらなければならない。

## 第 6 章 代 理

### 第 1 節 一般規定

#### 第 158 条 (代理の範囲)

自然人、法人又は権利能力の無い社团は、代理人を通じて、法律行為をすることができる。法律の規定又は当事者の約定により、本人がしなければならない法律行為は、代理することができない。

#### 第 159 条 (代理の効力)

代理人は、代理権の範囲内において、本人のため、法律行為をする。発生した法的効果は、直接又は間接に、本人に帰属する。

#### 第 160 条 (代理の法適用)

- 1 代理人が本人のためを示して法律行為をする場合には、本章第 2 節の直接代理に関する規定を適用する。
- 2 代理人が本人の指図に基づき本人のために但し本人以外の名義で法律行為をする場合、又は代理人が代理人の身分で法律行為をするを知らなかった場合若しくは知る由がなかった場合には、本章第 3 節の間接代理に関する規定

を適用する。

### 第 161 条 (代理権の根拠)

任意代理人は、本人の委任に基づき、代理権を行使する。法定代理人は、法律の規定に従い、代理権を行使する。指定代理人は、人民法院又は指定権者の指定に基づき、代理権を行使する。

### 第 162 条 (委任による代理権の付与)

- 1 本人の代理人に対する代理権の付与は、代理人又は代理人と法律行為をする第三者に対し、意思表示によりこれをしなければならない。
- 2 代理権の付与は、書面によることも、口頭ですることもできる。但し、法律に書面による旨の定めがある場合には、書面によらなければならない。
- 3 委任状には、代理人の氏名又は名称、代理事項、権限及び期間を明記し、委任者がこれに署名し又は押印しなければならない。

### 第 163 条 (代理権付与の不明)

委任状による代理権付与が不明な場合には、本人は、第三者に対し、民事責任を負い、代理人は、補充的に連帯責任を負わなければならない。

### 第 164 条 (代理権限の証明)

代理人と法律行為をする第三者は、代理人に対し、合理的な期間内にその代理権限を証明すべきことを請求する権利を有する。代理人が合理的な期間内にその代理権を証明することを怠った場合には、代理人の意思表示は、効力を生じない。代理権が書面に記載されている場合には、代理人は、正本又は本人が署名した副本を提出しなければならない。

### 第 165 条 (第三者の代理権限に対する質問権)

本人の表明又は行為により、代理人の行為はすでに授権されたものと信ずべき理由があるものの、授権事実につき疑問がある場合には、第三者は、本人に対し、確認を求める権利を有する。本人が合理的な期間内に確答することを怠った場合には、授権があったものとみなす。

### 第 166 条 (代理権限の制限及び撤回の効力)

代理権の制限及び撤回は、善意の第三者に対抗することができない。但し、第三者が過失により当該事実を知らなかった場合は、この限りではない。

### 第 167 条 (黙示の代理権)

代理人は、その明示的代理権限を行使する場合には、当該権限を行使する通常の方法により必要とされる又は附帯して発生する黙示的権限を有する。

### 第 168 条 (代理人の意思表示の瑕疵)

1 意思の欠缺、詐欺又は強迫の存否、及び特定の事実を明らかに知っており又は知るべきだったか否か等、代理人の意思表示の効力に影響を及ぼす事由については、本人につき、これを決しなければならない。

2 任意代理人が本人の指示に基づき意思表示をした場合には、本人につき、これを決しなければならない。

### 第 169 条 (自己代理及び双方代理の禁止)

代理人は、本人の名義で自己と法律行為をしてはならず、また、第三者の代理人として本人と法律行為をしてはならない。但し、たんに本人に利益を取得させる行為については、この限りではない。

### 第 170 条 (自己代理及び双方代理における本人の取消権)

代理人が自己代理行為又は双方代理行為をした場合には、本人は、代理行為を取り消す権利を有する。但し、次の各号に掲げる事由がある場合には、本人は、取消権を行使することができない。

- (1) 本人が代理人の自己代理又は双方代理行為をあらかじめ許諾したとき
- (2) 代理人が本人に対し自己代理又は双方代理の事実をあらかじめ開示したにもかかわらず、本人が合理的な期間内に異議を唱えなかったとき

### 第 171 条 (委任による代理権の消滅)

1 次の各号に掲げる事由がある場合には、委任による代理権は、消滅する。

- (1) 代理期間が満了し又は代理事務が完了したとき
- (2) 本人が委任を撤回し又は代理人が辞任したとき。但し、法律に別段の規定

がある場合又は代理権付与の性質により撤回を許さない場合は、この限りではない。

- (3) 代理人が死亡したとき
- (4) 代理人が民事行為能力を喪失したとき
- (5) 本人又は代理人である法人が解散したとき

2 但し、本人又は相続人の利益を保護するため、代理人は、合理的な期間内において、引き続き代理権を有する。

#### 第172条（法定代理権又は指定代理権の消滅）

次の各号に掲げる事由がある場合には、法定代理権又は指定代理権は、消滅する。

- (1) 本人が民事行為能力を取得し又は回復したとき
- (2) 本人又は代理人が死亡したとき
- (3) 代理人が民事行為能力を喪失したとき
- (4) 人民法院又は指定権者が指定を取り消したとき
- (5) 他の事由により生じた本人と代理人との間の後見関係が消滅したとき

#### 第173条（委任状の返還）

委任による代理権が消滅した場合には、代理人は、委任状を本人に返還しなければならない。

#### 第174条（代理権の変更又は消滅の場合の第三者の保護）

代理権が変更され又は消滅した場合には、適切な方法で、これを第三者に対し通知しなければならない。第三者が行方不明な場合又は通知することができない場合には、本人又は代理人は、代理権の変更又は消滅の事実を公告しなければならない。公告を怠った場合には、これを第三者に対抗することができない。但し、第三者が法律行為の時点で代理権の変更又は消滅の事実を知っていた場合又は知るべきであった場合は、この限りではない。

#### 第175条（復代理）

委任による代理人は、本人の利益のため他の者に再委任して代理させる必要

がある場合には、あらかじめ本人の許諾を得なければならない。あらかじめ本人の許諾を得ることを怠った場合には、事後に速やかに本人に対しこれを告知しなければならない。本人が許諾しない場合には、代理人は、自己が再委任した者の行為につき民事責任を負う。但し、やむを得ない場合には、委任による代理人は、本人の利益を保護するため、本人の許諾を得ずに他の者に再委任して代理させる権利を有する。

#### 第 176 条 (任意代理人の復代理人選任責任)

- 1 委任による代理人は、復代理人の選任にあたり、選任及び監督につき、本人に対し責任を負う。
- 2 代理人が本人の指図に基づき復代理人を選任した場合には、代理人は、責任を負わない。但し、代理人が、当該復代理人が不適任であることを明らかに知りながら本人に通知することを怠った場合は、この限りではない。

#### 第 177 条 (法定代理人の復代理人選任責任)

法定代理人は、復代理人を選任することができる。法定代理人は、復代理人の選任にあたり、復代理人の選任及び監督についてのみ、本人に対し責任を負う。

#### 第 178 条 (復代理人の権限)

- 1 復代理人の代理権は、代理人の代理権の範囲内とする。
- 2 復代理人は、本人及び第三者に対し、代理人と同様の権利義務を有する。

#### 第 179 条 (数名の代理人による代理権の行使)

- 1 数名の代理人が同時に同一の本人の利益のため個別に同一の代理権を行使する場合には、代理人は、単独で代理行為をすることができる。
- 2 数名の代理人が特定の代理権を共同で行使する場合には、代理人は、代理行為を共同でしなければならない。但し、法律に別段の規定又は本人に別段の意思表示がある場合は、この限りではない。

#### 第 180 条 (代理人の任務懈怠に係る民事責任)

代理人は、自己の過失により代理任務を懈怠したため本人が損害を被った場合には、民事責任を負わなければならない。

### 第 181 条 (代理人と第三者の通謀に係る本人に対する民事責任)

代理人と第三者が通謀して本人の利益に損害を及ぼした場合には、代理人及び第三者が連帯して責任を負う。

### 第 182 条 (代理事項違法に係る民事責任)

代理人が、委任による代理事項が違法であることを知りながら代理行為をした場合、又は本人が代理人の代理行為が違法であることを知りながら反対の意思を表示しなかった場合には、本人及び代理人が連帯して責任を負う。

## 第 2 節 直接代理

### 第 183 条 (直接代理の効力)

- 1 代理人が代理権の範囲内で本人の名義でした法律行為により生ずる法的効果は、本人に直接帰属する。
- 2 代理人の意思表示が本人のためにしたものか明確に識別できない場合には、代理人が自己のためにした意思表示とみなす。

### 第 184 条 (無権代理における本人の追認権)

- 1 行為者に代理権が無く、代理権を踰越し又は代理権が消滅した後に本人のためにした法律行為につき、本人は、これを追認する権利を有する。
- 2 行為者に代理権が無く、代理権を踰越し又は代理権が消滅した後に本人のためにした法律行為につき、本人の追認を得た場合には、行為の時に遡ってその効力を有し、その法的効果は、本人に帰属する。本人の追認を得ずにした場合には、本人に対し効力を生ぜず、行為者が民事責任を負わなければならない。

### 第 185 条 (無権代理の相手方の催告権)

行為者に代理権が無く、代理権を踰越し又は代理権が消滅した後に本人の名義でした法律行為につき、相手方は、本人に対し、一箇月以内に追認するかどうかを確答すべき旨を催告する権利を有する。本人が催告を受領後一箇月以内に確答をしなかった場合には、追認は拒絶されたものとみなす。

### 第 186 条 (無権代理の相手方の取消権)

- 1 代理権が無い者のした法律行為につき、相手方は、本人が追認するまでは、これを取り消す権利を有する。但し、相手方が法律行為の時点で行為者に代理権が無いことを知っていた場合又は知るべきであった場合は、この限りではない。
- 2 取消は、書面通知により、本人又は無権代理人に対し、これをしなければならぬ。

### 第 187 条 (無権代理人の責任)

- 1 代理人の身分で法律行為をした行為者が、代理権を有することを証明することができず、本人が追認を拒絶した場合には、相手方は、無権代理人に対し、義務を履行し又は損害賠償責任を負うべきことを請求することができる。
- 2 無権代理人が自己に代理権が無いことを知らなかった場合において、相手方に対し賠償責任を負うときは、その賠償額は、法律行為が有効であった場合の相手方の得べかりし利益を超えない額とする。
- 3 相手方が無権代理人に代理権が無いことを知っていた場合又は知るべきであった場合には、無権代理人は、責任を負わない。

### 第 188 条 (悪意の相手方の連帯責任)

相手方が、行為者に代理権が無く、代理権を踰越し又は代理権がすでに消滅していることを知りながら行為者と法律行為をして他の者に損害を及ぼした場合には、相手方及び行為者は、連帯して責任を負う。

### 第 189 条 (表見代理)

行為者に代理権が無く、代理権を踰越し又は代理権が消滅した後に本人のためにした法律行為につき、相手方に行為者に代理権があると信ずべき相当な理由がある場合には、当該代理行為は、有効とする。

### 第 190 条 (無名代理)

- 1 代理人が自己のために本人の授權範囲内において第三者と法律行為をした場合において、第三者が代理人と本人との間の代理関係を知っていたときは、

当該法律行為は、本人及び第三者を直接拘束する。但し、当該法律行為が代理人及び第三者のみを拘束することを証する確実な証拠がある場合は、この限りではない。

2 第三者が代理人に対し本人の身分を開示すべきことを請求した場合には、代理人は、本人の身分を開示しなければならない。代理人が合理的な期間内に本人の身分を開示することを怠った場合には、当該法律行為は、代理人及び第三者のみを拘束する。

### 第 3 節 間接代理

#### 第 191 条 (間接代理の定義)

代理人が本人の利益のため自己の名義で第三者と法律行為をする場合には、間接代理とする。

#### 第 192 条 (間接代理の効力)

間接代理の法的効果は、まず代理人に帰属し、その後代理人がこれを本人に移転する。

#### 第 193 条 (代理人の開示義務)

1 代理人が弁済能力を喪失し、代理人に本人に対する重大な違約行為があり、又は契約上の債務の履行期間満了前に代理人が違約することがすでに明確となった場合には、本人は、代理人に対し、第三者の氏名又は名称及び住所を開示すべきことを請求する権利を有する。

2 代理人が弁済能力を喪失し、代理人に第三者に対する重大な違約行為があり、又は契約上の債務の履行期間満了前に代理人が違約することがすでに明確となった場合には、第三者は、代理人に対し、本人の氏名又は名称及び住所を開示すべきことを請求する権利を有する。

#### 第 194 条 (本人の介入権)

1 代理人が本人に対し第三者を開示した後、本人は、代理人が本人に代わり



第三者から取得した権利を行使することができる。但し、第三者と代理人が契約を締結した時点において当該本人が契約を締結しないことを知っていた場合、又は本人による介入権の行使が代理人と第三者が締結した契約中の明示又は黙示の条項に抵触する場合は、この限りではない。

2 本人は、その介入権行使の意思につき、これを代理人及び第三者に対し個別に通知しなければならない。通知を受領した後は、第三者は、もはや代理人に対し給付義務を履行することができない。

#### 第 195 条（第三者の選択権）

1 代理人が第三者に対し本人を開示した後、第三者は、代理人又は本人を選択しこれを相手方としてその権利を主張することができる。但し、第三者は、選定した相手方を変更することができない。

2 第三者は、その選択権行使の意思につき、代理人及び本人に対しこれを個別に通知しなければならない。通知を受領した後は、本人は、もはや代理人に対し給付義務を履行することができない。

#### 第 196 条（第三者及び本人の抗弁権）

1 本人が代理人の第三者に対する権利を行使する場合には、第三者は、本人に対し、自己の代理人に対する抗弁を主張することができる。

2 第三者が本人を選定してその相手方とする場合には、本人は、第三者に対し、自己の代理人に対する抗弁及び代理人の第三者に対する抗弁を主張することができる。

## 第 7 章 訴訟時効

### 第 1 節 一般規定

#### 第 197 条（訴訟時効の客体）

請求権には、訴訟時効を適用する。但し、次の各号に掲げる請求権について

は、この限りではない。

- (1) 身分関係に基づく扶養費及び養育費に係る請求権
- (2) 所有権その他の物権に基づく妨害排除請求権、危険除去請求権、権利確認請求権、及び登記済み不動産の所有者の返還請求権
- (3) 不動産相隣関係に基づく侵害停止請求権及び妨害排除請求権
- (4) 投資関係に基づく収益分配請求権
- (5) 預金関係に基づく預金元金及び利息支払請求権
- (6) 債券関係に基づく元金利息返還請求権

#### 第 198 条 (一般時効期間)

一般訴訟時効期間は、三年とする。

#### 第 199 条 (時効の起算① — 一般規定)

時効期間は、権利を行使することができる時より、起算する。

#### 第 200 条 (時効の起算② — 特別規定)

- 1 履行期が約定されていない債務の時効期間は、債権者による債務者に対する履行義務請求に係る必要な準備期間満了日より、起算する。但し、債権者が債務者に対し最初に権利を主張した時に債務者が義務を履行しない旨明確に表示した場合の時効期間は、債務者が義務を履行しない旨明確に表示した日より、起算する。
- 2 当事者が同一の債務を分割して履行することを約定した場合の時効期間は、最終回の履行期間が満了した日より、起算する。
- 3 当事者が、債務者が債務を履行できる時に履行する旨約定した場合、又は債務者が債務の履行期を任意に定める旨約定した場合の時効期間は、債務者が死亡した日より、起算する。債務者が法人又は権利能力の無い社団である場合の時効期間は、法人又は権利能力の無い社団が解散した日より、起算する。
- 4 不当利得返還請求権の時効期間は、当事者の一方が不当利得の事実及び相手方当事者を知り又は知るべきであった日より、起算する。事務管理により発生する管理者の必要費償還請求権の時効期間は、事務管理が終了し且つ管理者

が本人を知り又は知るべきであった日より、起算する。不当な事務管理により発生する本人の損害賠償請求権の時効期間は、本人が管理者及び損害の事実を知り又は知るべきであった日より、起算する。

### 第201条（長期時効期間）

次の各号に掲げる訴訟時効期間は、十年とする。

- (1) 人身傷害に係る損害賠償請求権。加害行為発生時、義務違反時、又は損害が発見された時より起算する。
- (2) 所有権その他の物権に基づく返還請求権。権利発生時より起算する。
- (3) 金銭消費貸借契約に基づく元金及び利息返還請求権。権利行使可能時より起算する。
- (4) 労働契約又は雇用契約に基づく賃金・報酬請求権。契約終了時より起算する。
- (5) 建物売買契約に基づく所有権及び土地使用者移転請求権、並びに同時履行請求権。売買契約発効時より起算する。
- (6) 土地使用者の設定又は譲渡契約に基づく土地使用者設定又は移転請求権、並びに同時履行請求権。売買契約発効時より起算する。
- (7) 不動産抵当権設定契約に基づく抵当権設定請求権。抵当権設定契約発効時より起算する。
- (8) 発効判決及び裁決に基づく給付請求権。判決又は裁決確定時より起算する。
- (9) 執行可能調停書及び公正証書に基づく給付請求権。権利確定時より起算する。
- (10) 相続関係に基づく損害賠償請求権。相続権又は受贈権侵害時より起算する。
- (11) 破産手続きを経て確定した執行請求権。破産手続き終結時より起算する。

### 第202条（時効の援用）

- 1 時効は、その受益者又は受益者の代理人が訴訟又は仲裁を通じてこれを援用しなければ、適用されない。
- 2 法院又は仲裁裁判所（原文：仲裁庭）は、職権により時効を適用すること

ができず、また、時効に係る問題につき釈明することができない。

### 第 203 条 (時効完成の効力)

- 1 時効期間が満了した場合には、義務者は、履行を拒絶することができる。
- 2 時効期間満了後、義務者は、権利者に対し、履行義務に同意する意思表示をし、自発的に義務を履行し、債務を承認し、又は担保を提供した場合には、訴訟時効期間の満了又は時効の不知を理由として、抗弁し又は返還を請求することができない。

### 第 204 条 (時効期間満了後の債権の変更)

時効期間満了後に債務者と債権者が債権の内容の変更合意した場合には、債務者による債務の承認とみなし、訴訟時効期間は、変更が発効した時より、新たにその進行を始める。

### 第 205 条 (時効期間が満了した債務の移転)

債務者が、訴訟時効期間が満了した債務を移転した場合には、債務者による債務の承認とみなし、債務移転時より、あらためて時効を訂算する。

### 第 206 条 (主たる請求権の時効完成の従たる請求権への影響)

主たる請求権の時効が完成した場合には、利息收受権その他の従たる請求権の時効は、これに伴い完成する。

### 第 207 条 (担保物権付き債権の時効完成の効力)

抵当権、質権、留置権その他の担保物権に担保される債権の時効が完成した後も、債権者は、当該抵当物、質物又は質権が設定された権利、留置物その他の担保財産から弁済を受けることができる。

### 第 208 条 (時効規定の強行性)

- 1 当事者は、時効期間の長短及びその計算方法を変更することができない。時効期間及びその計算方法を変更する合意は、無効とする。
- 2 あらかじめ時効利益を放棄する意思表示は、無効とする。

### 第 209 条 (時効期間満了後の放棄)

- 1 時効期間満了後、時効完成により生じた利益につき処分権を有する者は、

時効利益を放棄することができる。

2 時効利益の放棄は、明示又は黙示の方法によることができ、且つ受益者の承諾を要しない。

#### 第210条（訴訟時効の濫用の禁止）

人身傷害に係る損害賠償請求権については、訴訟時効期間が満了した場合であっても、請求権の基礎事実を認定する証拠が完全で確実に備わっており、且つ加害者に賠償能力があり、時効完成を適用した結果が社会正義に明らかに反するときには、人民法院は、時効の不適用を決定する権限を有する。

### 第2節 時効の停止及び不完成

#### 第211条（協議による時効の停止）

当事者双方が債権債務又はその基礎につき協議した場合には、時効は、停止する。一方当事者が協議を拒絶した時より、時効は再び進行を始める。この場合には、時効は、協議停止後三箇月を経過するまでは、完成しない。

#### 第212条（不可抗力による時効の停止）

訴訟時効期間の最後の六箇月以内の間に、不可抗力により時効を中断することができなくなった場合には、時効は、停止する。障害となる事由が消滅した時より、訴訟時効期間は、再び進行を始める。

#### 第213条（法定代理人の欠缺による時効の不完成）

1 未成年者の請求権について、法定代理人が無い場合には、その未成年者が完全な民事行為能力者となり、又はその法定代理人が就任した時より六箇月を経過するまでは、時効は、完成しない。

2 成年障害者の請求権について、法定代理人が無い場合には、その成年障害者が完全な民事行為能力を回復し、又はその法定代理人が就任した時より六箇月の間は、時効は、完成しない。

### 第 214 条 (法定代理関係の存在による時効の停止又は不開始)

1 未成年者とその法定代理人との間の請求権の訴訟時効は、法定代理関係の存続期間中は、開始せず、又は停止する。未成年者が完全な民事行為能力者となり、又は新たな法定代理人が就任した時より、時効は、進行を始め、又は再び進行を始める。

2 成年障害者とその法定代理人との間の請求権の訴訟時効は、法定代理関係の存続期間中は、開始せず、又は停止する。成年障害者が完全な民事行為能力を回復し、又は新たな法定代理人が就任した時より、時効は、進行を始め、又は再び進行を始める。

### 第 215 条 (夫妻関係又は家庭関係の存続による時効の停止)

1 夫妻相互の間の請求権の訴訟時効は、夫妻関係の存続期間中は、開始せず、又は停止する。

2 家庭構成員の間の請求権の訴訟時効は、共同生活関係の存続期間中は、開始せず、又は停止する。

### 第 216 条 (性の自主決定権の被侵害に基づく請求権の時効停止)

1 性の自主決定権が侵害されたことに基づく請求権の訴訟時効は、被害者が満 18 歳になるまでは、開始しない。

2 被害者と加害者が家庭共同生活関係にある場合の性の自主決定権が侵害されたことに基づく請求権の訴訟時効は、被害者が満 18 歳になり且つ家庭共同生活関係から離脱するまでは、開始しない。

### 第 217 条 (相続人又は遺産管理人の不確定を理由とする時効の不完全)

遺産中の財産又は一時的に遺産に組み込まれる他の者の財産の時効は、相続人が確定し又は遺産管理人が選定された時より六箇月を経過するまでは、完成しない。

### 第3節 時効の中断

#### 第218条（権利者の請求又は提訴等による時効の中断）

1 訴訟時効は、次の各号に掲げる事由により、中断する。

- (1) 権利者による義務者に対する履行の請求
- (2) 義務者による割賦金の支払い、利息の支払い、担保の提供、その他の方法による債権の承認
- (3) 権利者による訴訟提起

2 次の各号に掲げる事項は、提訴と同一の効力を有する。

- (1) 督促手続きによる支払命令の送達
- (2) 訴訟前の調停による債務者の召喚
- (3) 破産宣告の申請又は破産債権の申告
- (4) 訴訟中の権利者によるその訴訟結果に利害関係を有する義務者に対する訴訟告知
- (5) 当事者の追加申請又は訴訟参加通知
- (6) 執行手続きの開始又は強制執行の申立て
- (7) 仲裁付託

#### 第219条（提訴又は仲裁による中断期間）

時効が訴訟提起又は仲裁により中断する場合の効力は、訴訟が提起され又は仲裁が開始された時に発生し、判決の確定その他の方法により終結するまで、継続する。

#### 第220条（提訴の撤回又は却下による不中断）

1 時効は、提訴により中断される場合において、提訴が撤回され、又は不受理若しくは提訴の却下の決定を受け且つこれが確定したときは、中断しなかったものとみなす。但し、訴訟が法院の管轄権の不在により受理されなかった場合、又は時効期間が訴訟過程中に満了し若しくは最終の決定が下された後期間満了まで六箇月に満たない場合には、時効期間は、当該決定の六箇月後まで延

長される。

2 仲裁付託の申立てが撤回され又は受理されなかった場合には、前項の規定を準用する。

#### 第221条（訴訟前調停の申請による中断期間）

訴訟前調停の申請により時効が中断する場合の効力は、権利者が調停を申請した時に発生し、調停手続きが終結するまで、継続する。但し、調停の申請が撤回された場合には、時効は中断しなかったものとみなす。

#### 第222条（訴訟告知による中断期間）

訴訟における債務者に対する訴訟告知により時効が中断する場合には、訴訟が判決の確定その他の方法により終結するまで、中断が継続する。

#### 第223条（代位権行使による時効の中断）

債権者が代位権訴訟を提起した場合には、債権者の債権及び債務者の債権のいずれについても、訴訟時効中断の効力が発生する。

#### 第224条（債権譲渡による時効の中断）

- 1 債権譲渡通知が債務者に到達した場合には、訴訟時効は、中断する。
- 2 譲受人が債権譲渡文書及び債権の有効な証明文書を持参して債務者に対し債権を主張する場合において、譲受人が債務者に対し債権を主張したときは、訴訟時効は、中断する。

#### 第225条（債務引受の時効に対する影響）

債務が第三者により引き受けられた場合には、すでに開始した訴訟時効は、引き続き進行する。但し、債務引受が時効中断の承認にあたる場合は、この限りではない。

#### 第226条（時効中断の時間的効力）

時効が中断する場合には、中断前にすでに進行した時効期間は、無効となる。中断事由が消滅した時より、時効期間は、新たに進行を始める。

#### 第227条（時効中断の人的効力）

訴訟時効中断の効力は、当事者並びにその相続人及び譲受人に及ぶ。



## 第8章 期日及び期間

### 第228条（期日及び期間の定義）

- 1 期日とは、特定の時間、特定の日、特定の月、特定の年等の特定の時点をいう。
- 2 期間とは、特定の時間から特定の時間まで、特定の日から特定の日まで、特定の月から特定の月まで、特定の年から特定の年まで等、特定の期日から別の期日までのひと区切りの時期をいう。

### 第229条（計算法）

- 1 自然的計算法では、六十分を一時間とし、二十四時間を一日とし、七日を一週間とし、三十日を一箇月とし、三百六十五日を一年とする。
- 2 暦法的計算法では、太陽暦の所定の日、週、月又は年に従って計算する。

### 第230条（期間の計算）

- 1 時間又は日によって期間を定める場合には、自然的計算法に従う。
- 2 週、月又は年によって連続する期間を定める場合には、暦法的計算法に従う。週、月又は年によって連続しない期間を定める場合には、自然的計算法に従う。

### 第231条（期間の起算点）

- 1 時間によって期間を計算する場合には、所定の時間より起算する。
- 2 日、月又は年によって期間を計算する場合には、期間の初日は算入せず、翌日から起算する。

### 第232条（期間の末日の終了時間）

期間の末日の終了時は、二十四時とする。但し、営業時間がある場合には、営業活動停止時までとする。

### 第233条（期間の末日の決定）

- 1 日によって期間を定める場合には、当該期間が満了する日を末日とする。
- 2 週、月又は年によって期間を定める場合において、週、月又は年の初日より起算するときは、土曜日、月末又は大みそかを期間の末日とする。週、月又は年の初日より起算しない場合には、最後の週、月又は年のうち起算日の应当

日の前日を期間の末日とする。但し、月又は年によって期間を定める場合において、最後の月に起算日の応当日がないときは、当該月の末日を末日とする。

3 前二項に定める方法で算出される期間の末日が日曜日その他法定の休日にあたる場合には、休日の翌日を期間の末日とする。